

飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業実施に係るQ&A

令和2年7月27日時点

タイトル		質問	回答
●事業の目的について	Q1	事業の目的は何ですか。	新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者の営業自粛や県民への活動自粛の要請により、とりわけ飲食事業者の売上が大きく減少しています。また、第2波、第3波に備えて感染拡大を防ぐため、日常生活の中で「新しい生活様式」の定着を図ることが重要です。 そのため、売上を確保するための新たな取り組みである「テイクアウト」や「デリバリー」を導入する飲食店等を支援するとともに、県民の「新しい生活様式」の定着や県内消費の活性化を図ることを目的に事業を実施します。
●補助対象飲食事業者について	Q2	どのような飲食事業者が対象になりますか。	奈良県内で食品衛生法に基づく、飲食店営業許可を受けて、店内に飲食スペース(イートイン)を有する飲食店等を営業する事業者を対象とします。飲食店等には、旅館・ホテル(飲食サービスを提供する宿泊施設)を含みます。従来から、お弁当や惣菜類、お菓子類、パン、ドリンク類などの販売を主な業務としているスーパーマーケット、コンビニエンスストアや小売店は対象となりません。また、社員食堂など特定の者のみを対象とする施設も対象となりません。
	Q3	従来からテイクアウト・デリバリーに取り組んでいますが、補助対象となりますか。	新型コロナウイルスの影響を受け、新たにテイクアウトやデリバリーのメニューの充実や期間限定メニューを考案するなど飲食事業者の新たな取り組みの経費は補助対象となります。 デリバリーのみを新たに導入する場合は、新たに必要となる経費が補助対象となります。 従来の内容から拡充がない場合は補助対象外です。 また、テイクアウトやデリバリーの専門の事業者は補助対象者ではありません。
	Q4	テイクアウトとデリバリーの両方を新たに導入する必要がありますか。	どちらか一方でもかまいません。
	Q5	複数の店舗で取り組んでいますが、店舗ごとに申請はできますか。	1飲食事業者あたり、1回限りの申請となります。
	Q6	複数の店舗を運営していますが、1店舗のみが新たにテイクアウト・デリバリーに取り組む場合は、申請ができますか。	申請はできますが、1店舗のみの経費が補助対象となります。
	Q7	国や県、市町村などから新型コロナウイルス感染症の影響に関する給付金などの交付を受けた(受ける予定)場合は、当補助金の対象となりますか。	補助対象となっている経費が重複している場合については、その経費については対象となりません。
	Q8	補助対象事業者と飲食店営業許可者が異なる場合は申請できますか。	申請者が店舗の飲食店営業許可者であることが必要です。
	●補助金額について	Q9	補助金額の限度額や補助率はいくらですか。

タイトル		質問	回答
●補助対象期間について	Q10	経費のうち補助対象となる期間はいつですか。	令和2年4月1日以降で申請日より前に着手した経費も契約・支払などで確認ができれば、補助対象とすることができます。令和2年4月1日から8月31日までの期間に発生した経費が対象となります。
●申請手続きについて	Q11	申請書類の入手と提出方法を教えてください。	申請書は豊かな食と農の振興課のホームページからダウンロードが可能です。申し出があれば郵送で様式等を送付します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から申請書類は郵送で提出をお願いします。
●補助対象経費について	Q12	どのような経費が補助対象となりますか。	テイクアウト・デリバリーを告知するためのチラシ等の印刷など広告宣伝費、弁当容器や保冷ケースなどの資材費、配送用車両借上費等を対象としています。
	Q13	具体的な対象経費はどのようなものがありますか。	<p>・印刷宣伝費は、チラシ・ポスターの印刷費、WEB、新聞等への広告掲載費、看板やPOP、のぼり作成設置費、コンテンツ制作委託費や予約受付システムの搭載委託費、WEBサイト等制作委託費等が対象となります。</p> <p>・チラシを印刷する紙やインク、コピー費は、期間内に使用するものは対象となります。</p> <p>・資材費は弁当容器や箸等の食器類、手提げ袋やおてふき、保冷剤、クーラーバックなど梱包・包装資材等(補助対象期間内に使用分)が対象となります。</p> <p>・配送用車両借上費はデリバリーのための車両レンタル料・駐車料(補助対象期間内)が対象となります。この場合は配送記録の提出が必要となります。レンタカー事業許可を取得した事業者からレンタルしたものが対象となります。</p> <p>・また、デリバリー代行業者への初期登録費用や配送手数料、有償貨物運送の許可を受けたタクシー事業者と契約して、デリバリーを行う場合は配送料が対象となります。</p> <p>・店舗前で弁当(写真を含む)やメニュー表を置く簡易な机やホワイトボードも対象となります。</p>
	Q14	消費税は対象となりますか。	消費税及び地方消費税額は補助対象となりません。
●補助対象経費について	Q15	補助対象とならない経費はどのようなものがありますか。	<p>・汎用性があり目的外使用になり得るものなどは補助対象外です。具体的には、車、バイク、自転車(改修費含む)、パソコン、タブレット端末、食材、人件費、燃料費、店舗の賃料などです。</p> <p>・補助対象期間を超えて使用できる設備・機械類の購入費は補助対象外となりますが、補助対象期間内のリース費は対象となります。</p> <p>・デリバリー代行業者ではなく、従業員や知人にデリバリーを依頼する場合の経費は対象となりません。</p> <p>・車両をレンタルする場合は、従業員や知人からリースする場合は対象となりません。レンタカー事業許可を取得しているレンタル事業者からリースしてください。</p> <p>・また、一般価格や市場相場等と比べて著しく高価な経費、委託先や契約・支払などが不適切な経費は補助対象外となります。</p>

タイトル		質問	回答
●補助対象経費について	Q16	キッチンカーでのテイクアウトは対象となりますか。	飲食スペース(イートイン)を有する飲食店等を営業する事業者を補助対象者としています。キッチンカーは対象としていません。
●申請書類について	Q17	申請書類はどのようなものが必要ですか。	交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)、補助対象経費計算書(第3号様式)、申請する補助対象経費に係る支払証拠書類、飲食店営業許可証の写し、営業実態が確認できる書類(確定申告書の写し、開業・廃業等届出書等)、本人確認書類(運転免許証、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)等)、事業実施が確認できる書類(チラシ、SNS掲載情報、写真等)、口座振込申出書兼相手方登録依頼書、振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写しが必要です。車両をレンタルされた場合は、レンタル業者が取得しているレンタカー事業許可書の写しが必要な場合があります。ただし、奈良県新型コロナウイルス感染症拡大協力金の交付決定通知書の写しを提出すれば、飲食店営業許可証の写し、営業実態が確認できる書類(確定申告書の写し、開業・廃業等届出書等)、本人確認書類(運転免許証、履歴事項全部証明書(登記簿謄本))は必要ありません。
	Q18	支払証拠書類はどのようなものが必要ですか。	申請事業者あての領収書や振込領収書(明細が確認できるものも必要)が必要です。領収書にはあて先、領収日、領収金額、金額の内訳、発行者名、所在地、電話番号、消費税額の記載が必要です。クレジットカード払いの場合は、お客様売上票のお客様控え、レシートなど内訳がわかるものの添付が必要です。なお、必要に応じて、領収書の原本やカード会社発行の「カード利用代金明細書」、クレジットカード決済口座の通帳の該当部分の写しを徴収する場合があります。インターネットバンキングを利用する場合は、振込先の名義と口座番号を確認するため、インターネットの振込画面(又は振込履歴)と通帳(又は当座勘定照合表)の写し、内訳がわかるもの等の提出が必要です。
●申請の手順等について	Q19	手続きの流れを教えてください。	申請者から交付申請書(添付書類を含む)を送付していただき、県で受付後に書類審査をいたします。不備があれば連絡し、不足の書類等を送付いただきます。書類が整えば、補助金額を確定し、県から確定通知書を申請者あてに送付します。申請者から請求書の送付をいただき、審査の上、補助金額を申請者の指定口座に振り込みます。
	Q20	申請してから補助金はいつ頃交付されますか。	申請の受付を行ってから、3ヶ月程度を見込んでいます。書類の不備があれば、さらに時間を要します。
	Q21	事業の周知をどのように行いますか。	市町村、商工会、飲食や宿泊施設関連団体等への周知依頼、報道機関への投げ込み、県ホームページへの掲載などを考えています。
●その他	Q22	申請が遅くなった場合に、補助金は交付されますか。	受付や審査の順番に補助金を交付します。補助金は予算の範囲内で交付する予定です。
	Q23	テイクアウトやデリバリーを実施していたかの調査や申請書類の調査を行いますか。	実施の確認のため、取り組み状況や関係書類について、現地の調査を行う場合があります。
	Q24	奈良県内に在住し、大阪市内で飲食店を営業していますが、対象となりますか。	対象となりません。飲食店等が奈良県内にいることが必要です。